

砂川市訓令第15号

令和8年4月1日

砂川市UIJターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市U I Jターン新規就業支援事業における移住支援金交付要綱（令和6年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号ウ中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。